

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	18-1
許認可等の種類	県肉用子牛価格安定基金協会の指定			
根拠法令条例等・条項	肉用子牛生産安定等特別措置法第7条			
許認可等の概要	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に規定する県肉用子牛価格安定基金協会の、生産者補給金等の交付に係る協会の指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 生産者補給金交付業務を適正かつ確実に実施できると認められること</p> <p>2 県内で生産される肉用子牛の生産者のすべてが生産者補給金交付契約を締結できると認められること</p> <p>3 業務規程において、生産者積立金の積立て等農林水産省令で定める事項が、基準に従い定められていること</p> <p>4 指定を解除された場合、その解除の日から2年を経過している者であること</p>			
基準の制定根拠	同法第7条第3項第1～4号			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日以内	(内訳) 経由機関(地域振興局) 協議機関() 処分庁 農政部園芸畜産課	日以内	30日以内
期間の制定根拠	—			